平成２１年（フ）第７６５号
神戸市中央区八雲通１丁目１番４―901号
債務者　岡山　健二
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９号
兵庫県伊丹市寺本４丁目64番地17―502号、前住所兵庫県伊丹市野間８丁目11番10―208号
債務者　住田　　一
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１９６号
兵庫県川西市滝山町15番３号、前住所大阪府吹田市泉町３丁目11番12号
債務者　横山　和子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０３号
鳥取県米子市新開２丁目17番27号203号
債務者　服部　健太
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第８６号
広島県尾道市長江１丁目12番４号
債務者　宮本　康子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
愛媛県松山市青葉台15番地10
債務者　門屋　周作
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３４１号
愛媛県松山市青葉台15番地10
債務者　門屋　真紀
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３７０号
愛媛県松山市姫原３丁目４番13号　北四国製菓ハイツ303号
債務者　増原　志郎
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３８３号
愛媛県松山市山越４丁目７番地43　ジョイフル山越401号　松下方、住民票上の住所愛媛県新居浜市萩生2715番地の３
債務者　神野　宏之
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７９号
福岡県嘉麻市芥田307番地
債務者　和田　優治
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第８３号
福岡県飯塚市枝国392番地
債務者　城戸　千景
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１２５号
宮崎県都城市蓑原町1845番地　竹森貸家Ｂ棟
債務者　本田　純子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１０１号
鹿児島県姶良郡姶良町東餅田2722番地　県営帖佐団地Ａ棟206号
債務者　大栄　友美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
長野市大字高田1262番地４アーバンシティー長野高田207号
債務者　窪村　睦夫
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
長野県松本市大字島内4180番地１　Ｃ―21
債務者　小原　健司
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３０号
長野県諏訪郡原村7979番地１
債務者　田畑　恵美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第４１号
長野県岡谷市塚間町２丁目４番17号
債務者　岩佐　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部